

第7回 長野市福祉有償運送運営協議会の概要

1 開催日時

平成25年11月18日（月）午後2時～午後3時

2 開催場所

長野市ふれあい福祉センター 4階 会議室3

3 出席者

(1) 委員

長野市保健福祉部長 駒津善忠

長野運輸支局輸送・監査部門運輸企画専門官 坂内陽子

長野市身体障害者福祉協会理事長 小林和夫

長野市手をつなぐ育成会会長 塚田なおみ

NPO 長野県ハンディキャブ連絡会事務局長 鈴木雅人

長野市社会福祉協議会事務局長 永井 栄

一般社団法人長野県タクシー協会常務理事 上沢英雄

（桜観光タクシー株式会社常務取締役 代理）

一般社団法人長野県タクシー協会会長 柳澤正登

長野第一個人タクシー協同組合理事長 高山正巳

全国自動車交通労働組合長野地方連合会執行委員長 松本文人

(2) 事務局

障害福祉課長 丹後恵二

障害福祉課長補佐 徳武正代

障害福祉課係長 土屋 壮

高齢者福祉課主査 徳武 剛

(3) 申請者

○NPO 法人ニューマンネットながの

ヘルパーステーション所長 狭間 孝

上田ステーション所長 荒川哲哉

○社会福祉法人長野市社会福祉協議会

地域福祉課長補佐 荒井勝彦

4 傍聴者

なし

5 会議内容

○開会

○会長あいさつ

駒津保健福祉部長

○協議事項

(1) NPO法人ヒューマンネットながのの有効期間更新の登録申請について

【事務局説明】

資料1の説明

【申請者説明】

- ・法人及び事業の概要について説明。
- ・上田市でも福祉有償運送を運営しており、平成25年11月1日に上田ステーションの自動車による人身事故が発生し、道路運送法第79条の5に基づき更新後の有効期間が2年になることを説明。

【質疑】

- ・質問特になし

【採決】

- ・全委員異議がないため、NPO法人ヒューマンネットながのの有効期間更新の登録申請について協議が調ったものと決定した。

(2) 社会福祉法人長野市社会福祉協議会の登録事項の変更届出について

【事務局説明】

- ・今回の変更は自動車の増車であり、自動車の数の変更については、道路運送法上は軽微な事項の変更の届出となり、変更にあたって本来は協議会での合意が必要ないが、長野市福祉有償運送運営協議会運営要領の規定に基づき協議会での合意が必要となる旨を説明。

【申請者説明】

- ・協議事項(3)の資料により、法人及び事業の概要を説明
- ・3台の自動車の増車の必要性について説明
今まで第1から第5地区の福祉有償運送を本部で行ってきたが、地区に合同事業所を設置し運行を行うこととなり、本部で持っていた自動車をすべて地区へ出してしまい、故障等の際に代車として各地区の事業所へ貸し出す車両がなくなってしまう。そこで、本部事業所に車いす車3台うち軽車両2台を増車したい。なお、この車両は通常は運行するものではなく、本部に置いて各事業所で故障や車検等の際に、代車として貸し出す車両である。

【質疑】

- ・小林長野市身体障害者福祉協会理事長
3台の増車の根拠はどうか。
- ・申請者

3台の根拠は、最近では軽自動車での運送が増えてきたため、普通自動車1台と軽自動車2台を用意したため。

- ・小林長野市身体障害者福祉協会理事長

3台の増車は第1～第5地区についてのみの増車か。

- ・申請者

長野市全体で3台

【採決】

- ・全委員異議がないため、社会福祉法人長野市社会福祉協議会の登録事項の変更届出（増車）について協議が調ったものと決定した。

(3) 社会福祉法人長野市社会福祉協議会の有効期間更新の登録申請について

【事務局説明】

資料3の説明

【申請者説明】

- ・協議事項2の変更を踏まえ、更新の必要性について説明。

【質疑】

- ・柳澤長野県タクシー協会会長

運行管理体制を記載した書類の中で事故処理連絡体制の中で氏名が記されていないが、責任の所在はわかるようになっているのか。

- ・申請者

事故等発生した場合には、各地区に運行を調整するコーディネーターがおり、基本的にはその職員が対応するようになっている。保険会社への連絡、警察への連絡等。相手方が負傷している場合には、救急車等の対応は現場から連絡している。併せて、本部へも連絡を入れ、状況の確認をしながら本部から必要な指示を出す。それぞれの事業所の代表者へも事故の担当者から連絡を入れて、事故の担当者は事故の現場へ急行するという対応をとっている。

- ・坂内長野運輸支局輸送・監査部門運輸企画専門官

書類については提出までに名前を入れてほしい。

登録申請出してもらう際には、こちらからもう一度指導する。

- ・柳澤長野県タクシー協会会長

了解

【採決】

- ・全委員異議がないため、社会福祉法人長野市社会福祉協議会の有効期間更新の登録申請について協議が調ったものと決定した。

(4) 長野市有償運送運営協議会運営要領の改正について

【事務局説明】

- ・道路運送法第79条の7及び道路運送法第51条の13第1項により、車両の種類及び数の変更は、セダン車への変更や増車も含めて軽微な事項の変更ということになり、協議会の合意は必要ないことになっている旨を説明。

【質疑】

- ・会長

(会長より坂内運輸企画専門官へ質問)

この内容で改正してよろしいか。

- ・坂内長野運輸支局輸送・監査部門運輸企画専門官

国土交通省でお願いしているローカルルールの見直しのとおり。

県内で何箇所かローカルルールが残っているところがあるが、協議会として必要事項なのかどうかによる。特に事業者にとっては必要だとする意見もある。ただ、国としては軽微な事項なので、ローカルルールは撤廃するよう指導しているが、難しい問題なので協議会の考えを重要視している。今回は、事務局が国の基準に合わせたいと聞いている。

- ・会長

(特に、異議、質問がないため提案)

今後、更新の協議の際に、変更等あった場合は説明をしてもらってはどうか。

- ・坂内長野運輸支局輸送・監査部門運輸企画専門官

それでよい。

- ・各委員

了解

【採決】

- ・全委員異議がないため、長野市有償運送運営協議会運営要領の改正について協議が調ったものと決定した。

○協議終了 閉会